広島市安佐自然体験交流センターの施設維持管理業務項目(年間)

施設維持管理業務	主な仕様	回数
清掃	施設内及び構内を清潔な状態に保ち、施設の衛生上の維持	①②毎日
	管理を図ることを目的として、①日常清掃、②宿泊室清	③随時
	掃、③定期清掃(ガラス清掃など)等の業務を行う。	
	①③においては現在の清掃業務仕様書を参考として、清掃	
	業務一覧表を作成の上、業務にあたるものとする。	
	※なお、12月中旬から3月上旬の期間においては、キ	
	ャンプ場や屋外トイレについて、閉鎖期間がある場合	
	は、右記回数はその限りでない。	
厨房廃棄物等の処理 及び厨房内・設備の清 掃	①食事提供により食堂及び厨房内で等で生じる廃棄物・ゴミ等の適切な処理を行う(収集運搬も含む)とともに、②食堂及び厨房内の清掃と厨房設備の清掃・管理を行い、機能の維持を図る。	①営業日ごと ②随時
警備	開所日は夜間警備を行い、休所日は昼夜間警備を行う。ま	常時
	た、非常事態の際には、適切な処置を講ずるとともに、関	
	係機関への通報等を行う。 なお、警備業務内容については、現在の警備仕様書を 参考に、警備業務内訳表を作成の上、業務にあたるも のとする。	
電気・冷暖房設備等の	電気・冷暖房設備等の運転及び保守管理に係る各業務を行	①保安規定に定め
運転及び保守管理等	う。	る必要数
	①自家用電気工作物及び負荷設備の運転及び保守管理	②③常時
	②冷暖房設備等の運転及び保守管理	④年6回以上
	③衛生給排水設備の保守管理	⑤清掃:年1回以上
	④空気環境測定	検査:年2回以上
		67年2回
	⑤飲料水貯水槽の清掃及び水質検査	8 年1回
	⑥ねずみ・こん虫等防除	
	⑦ボイラー点検整備業務	
	⑧大浴場の浴槽水水質検査業務	
冷暖房機保守点検	冷暖房機の性能の維持を確保することを目的として、冷暖	年4回以上
	房機の保守点検業務を行う。	
温水ボイラー・貯湯槽	温水ボイラーの性能の維持を確保することを目的として、	年1回以上
清掃及び保守点検	ボイラー室に設置されている温水ボイラー(浴室及びシャ	
	ワー室の給湯用)の清掃及び保守点検を行い、防錆剤を投	
	入する。また、レジオネラ属菌の発生防止対策として、貯	
	湯槽の清掃及び保守点検を行う。	

施設維持管理業務	主な仕様	回数
消防用設備等保守点検	消防法第17条の3の3に基づき、施設の消防用設備等の	①年2回以上
	点検(①機器点検(6か月点検)、②機器点検・総合点検	②年1回以上
	(1年点検))等に関する業務を行う。	
地下タンク及び地下埋	消防法の規定に基づき、地下タンク及び地下埋設配管の定	年1回以上
設配管定期点検	期点検を行う。	
汚水処理施設清掃及び	浄化槽法等の規定に基づき、汚水処理施設の維持管理に関す	①年8回以上
保守点検等	る業	23週1回以上
	務(①清掃、②保守点検、③水質検査、④法定検査)を行	④年1回以上
	5.	
エレベーター及び小荷	建築基準法の規定に基づき、エレベーター及び小荷物専用	①月1回以上
物専用昇降機保守点検	昇降機等の円滑で経済的な運転、事故の未然防止及び機能	②年1回以上
	の低下防止を図るため、①定期点検及び定期整備を行うと	
	ともに、②建築基準法に規定する昇降機の定期検査を行	
	う。	
建築物及び建築設備の	建築基準法第12条の規定に基づき、①建築物、②昇降機	①3年に1回以上
法定点検	以外の建築設備、③防火設備について、定期的に損傷、腐	(初回は令和8 年
	食その他の劣化状況の点検を行う。	12 月に全棟実
	【対象施設】	施)
	管理宿泊棟、キャンプ場(野外炊飯場、屋外トイレ、器	②③年1回以上
	具庫等)、こども開拓村(農園事務所、小屋、屋外ト	(初回は令和6年
	イレ等)、広場等(屋外トイレ等)、排水施設等	12 月に全棟実 施)
農園・畜産等維持管理	こども開拓村において、体験用に農作物を栽培する農園の	毎日又は適宜
業務	管理及び農作物の栽培と、家畜小屋にて飼育する家畜の世	
	話や家畜小屋の清掃や維持管理について、必要に応じて毎	
	日又は適宜行うこと。	
一般廃棄物収集運搬処理	施設から排出する厨芥等をそれぞれ収集し、搬出処理する。	週2回程度
秘密文書回収運搬等	施設から秘密文書を回収させ、製紙原料としてリサイクルできるよう製紙業者に搬入する。	随時

施設維持管理業務	主な仕様		回数
敷地内美観維持業務	①敷地内の側溝に堆積した土砂等の除却作業、敷地内の樹		①随時
	木の落葉等に伴う清掃作業及び焼却作業、②	②表ア及び表イの	
	木の樹木剪定及び除草、③敷地内の一部樹木の	とおり	
	定及び樹木診断等の各業務を行う。なお、	③表ウのとおり	
	範囲は各ゾーンごとの主要施設周辺及び園		
	 れに隣接する範囲にて行うものとする。		
	表ア除草		
	施工場所	回数	
	中低木付近	年 2 回以上	
	平地	年 2 回以上	
	キャンプ場内	年2回以上	
	こども開拓村・農園	年2回以上	
	広場等	年2回以上	
	表イ 樹木剪定	Г	
	施工場所	回数	
	中低木寄植	年1回以上	
	生垣	年1回以上	
	表ウ 高木管理		
	施工場所	回数	
	簡易診断 カルテ作成・更新	年1回以上	
	高木透かし剪定等	年1回以上	
	発芽促進剤散布	年2回以上	
	病害虫防除	年2回以上	
	倒木・危険木処理(伐採、廃棄)※	随時	
	※倒木処理においては、上記範囲外に敷地 リエンテーリングコースにおいても実施す		
	なお、業務量については、現行管理者の <i>)</i> 考に設定すること。	員実績を参	
	<参考:実施実績> ・草樹木等維持管理業務:R5年度委託額2 ・危険木・支障木伐採業務:R5年4回実施 1,749千円) ・臨時職員3名(延べ180~200日勤務)※ 定、危険木伐採等作業を実施	施(委託額:	